



鶴居村

鶴居村一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画

令和6年3月

鶴 居 村

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 計画策定期間	3
4. 広域処理の経緯と現状	4
第2章 地域の特徴	5
1. 自然環境	5
2. 社会環境	7
3. 上位計画	10
第3章 ごみ処理の現状	12
1. ごみ処理の概要	12
2. ごみ排出状況	13
3. 収集・運搬	16
4. 中間処理	18
5. 最終処分	19
6. ごみの排出抑制・再資源化	20
7. ごみ処理関連法令の動向	21
8. ごみ処理における課題整理	34
第4章 ごみ処理の基本方針	36
第5章 ごみ排出量及び処理量の見込み	37
1. 行政区域内人口の推計	37
2. ごみ排出量の推計	40
3. ごみ処理量の推計	44
第6章 ごみ処理基本計画	46
1. 村民・事業者・村の役割	46
2. 排出抑制に関わる計画	49
3. 収集運搬計画	50
4. 中間処理・最終処分計画	51
5. その他計画	52

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、円滑で適切な一般廃棄物の処理・処分を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するものであり、鶴居村（以下「本村」という。）においては、平成29年度から令和13年度（平成43年度）までの15年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下「現計画」という。）を平成29年3月に策定し、ごみの排出抑制・再資源化等の施策に取り組んできた。

本村のごみ処理は、減量化・リサイクルを主眼に、可燃ごみは焼却処理、びん・缶・ペットボトル等の資源ごみは資源化处理、不燃ごみは埋立処分する方法で行っている。

現計画の策定後、国においては、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会形成に向けた新たな基本的方向を示したほか、廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めた「廃棄物処理施設整備計画」が策定されている。令和5年6月に令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした新たな「廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化といった視点が盛り込まれている。

また、北海道においては、循環型社会の形成を加速させるための具体的な指針として策定された「北海道循環型社会形成推進基本計画」の後継計画となる「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を令和2年3月に策定し、この基本計画における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画（第5次）」も令和2年3月に策定している。

本計画は、こうした一般廃棄物処理を取り巻く基本的方向や施策の変化等に対応するため、一般廃棄物の発生量を予測し、かつ、適切な処理・処分方法を検討することにより、さらなる資源循環型社会に向けたごみ処理システムの構築を目指し、中・長期的視点に立った一般廃棄物処理基本方針を明らかにすることを目的に現計画を改定するものである。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち「ごみ処理基本計画」について定めるものである。

本計画では、今後の長期的視点に立った本村のごみ処理の基本方針を定め、事業実施にあたっては、本計画に基づき、年度毎に「実施計画」を策定し、推進する。

なお、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に即して策定することとしている。このため、本計画は本村の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」、環境との共生に関する取組を具体化するための個別計画「第2次鶴居村環境基本計画」を踏まえたものとする。

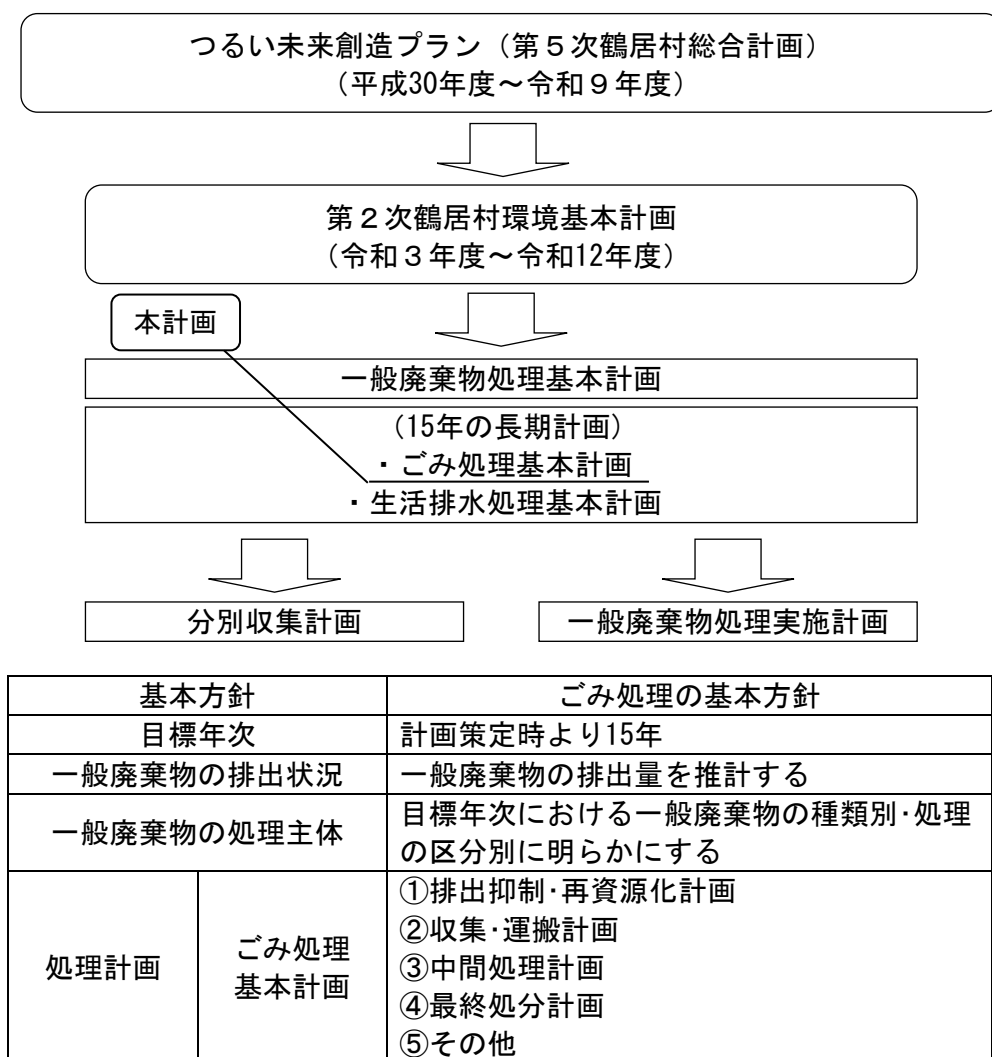


図 1-1 本計画の位置づけ

3. 計畫策定期間

本計画は、現計画の改定計画であるため、現計画と同じく令和13年度を最終目標年度とする8年間を計画期間とする。

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号平成4年8月13日

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

- (1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年毎に改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	4	5	6	7	8
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
現計画・本計画	計画策定年次					中間目標年次		計画改定年次								
											中間目標年次					計画目標年次

図 1-2 本計画の目標年次

4. 広域処理の経緯と現状

平成9年1月、国は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」を策定し、さらに平成12年1月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行により、焼却施設の構造基準・維持管理を強化し、複数の自治体による広域処理の実施を推進した。

これを受け北海道は、平成9年12月「ごみ処理の広域化計画」を策定し、その後20年以上が経過した令和4年7月に少子高齢化による人口減少に伴うごみ排出量の減少など、社会情勢の様々な変化に対応するため、新たな国の通知も踏まえた「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

現在、本村は、釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、白糠町の6市町村で構成する釧路広域連合に加入しており、ごみの広域処理（焼却・一部最終処分）を行っている。

広域化計画では、本村は釧路ブロックに区分されており、「焼却施設は、現行施設（釧路広域連合清掃工場）の稼働が継続されると見込まれており、現行の処理体制継続を基本とする。資源化施設については更新期の重なる市町村等の間で集約について協議、検討を進める。」としている。

第2章 地域の特性

1. 自然環境

(1) 位置と面積

本村は、北海道東部、釧路管内のほぼ中央部に位置している。東西約23km、南北約42km、総面積571.80km²を有し、東部は久著呂川を境として標茶町に、西部は仁々志別の分水嶺と幌呂原野を隔てて釧路市と接している。さらに北部は雄阿寒岳東方の分水嶺をもって、釧路市、弟子屈町、標茶町に、南部は釧路湿原国立公園を挟んで釧路市、釧路町に接している。

(2) 沿革

本村は、明治18年に釧路市茂尻矢より27戸の住民が下雪裡に移住し、農業に従事したのが始まりとされている。その後大正期に、本州各地から移住者が増加し、昭和12年に現在の釧路市阿寒町から分村、天然記念物タンチョウの生息繁殖地帯に因み、村名を「鶴居村」とした。

(3) 地勢

地勢は、阿寒カルデラ外輪山の丘陵地を源として貫流する久著呂川や雪裡川、幌呂川の流域に沿って広がる久著呂、雪裡、幌呂の3原野をもって構成され、流域はいずれも農耕適地となっている。また、原野に続く緩傾斜地帯は丘陵で森林及び放牧適地をつくっている。

海拔標高は、最低が南部の湿原地帯で3.6m、最高が阿寒山麓の原始林地帯で812mであり、農耕地は概ね40m～200mの間に拓かれている。

(4) 気象

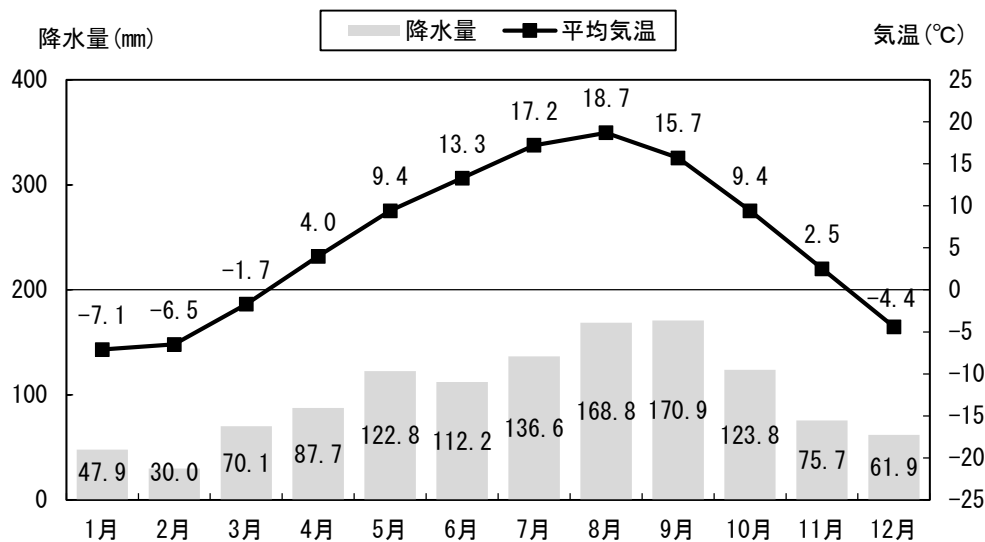
気候は冷涼であるものの、夏季は太平洋釧路沖で発生する海霧（ガス）に時折覆われこともあるが、内陸型気候により比較的温暖な日が続く。冬季は雪が少なく晴天の日が多い。風向きは季節風の関係で、夏は南から冬は北西からの風が比較的多い。

鶴居観測所における平年値（統計期間：1991～2020年）を表 2-1に、降水量及び平均気温の月毎の推移を図 2-1に示す。

表 2-1 気象概況（1991～2020年平年値）

区分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	47.9	-7.1	-0.8	-13.9	1.7	148.8
2月	30.0	-6.5	-0.3	-13.8	1.8	151.6
3月	70.1	-1.7	3.8	-7.8	1.9	176.4
4月	87.7	4.0	10.1	-1.8	2.0	169.0
5月	122.8	9.4	15.8	3.6	2.0	170.5
6月	112.2	13.3	18.9	8.8	1.6	134.7
7月	136.6	17.2	22.2	13.4	1.3	109.5
8月	168.8	18.7	23.7	14.9	1.3	120.2
9月	170.9	15.7	21.1	10.8	1.5	131.9
10月	123.8	9.4	15.7	3.2	1.7	160.9
11月	75.7	2.5	8.7	-3.6	1.8	151.7
12月	61.9	-4.4	1.8	-10.8	1.6	146.1
年間	1,203.6	5.9	11.7	0.3	1.7	1,768.4

出典：気象庁ホームページ「気象統計情報」（アメダス）、観測地点：鶴居



出典：気象庁ホームページ「気象統計情報」（アメダス）、観測地点：鶴居

図 2-1 気温と降水量（1991～2020年平年値）

2. 社会環境

(1) 人口

昭和12年の分村時に人口は4,387人であったが、昭和30年代後半からの高度経済成長による都市へ流出が続いた。昭和60年には人口は増加し2,856人となったが、その後は減少傾向にあり、令和2年では2,558人となっている。

年齢階層別の推移では、0～14歳の幼少人口比率及び15～64歳の生産年齢人口比率は調査毎に減少しており、65歳以上の老年人口率は調査年毎に増加している。

表 2-2 人口推移（国勢調査）

（単位：人）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	2,856	2,829	2,759	2,728	2,672	2,627	2,534	2,558
15歳未満	652	516	439	399	399	364	328	299
15～64歳	1,860	1,830	1,727	1,665	1,580	1,499	1,392	1,346
65歳以上	344	483	593	664	693	764	814	913
老年人口率	12.0%	17.1%	21.5%	24.3%	25.9%	29.1%	32.1%	35.7%

出典：総務省統計局「国勢調査」（平成27年、令和2年は不詳補完結果）

(2) 産業動向

1) 産業別就業者数

本村の産業別就業者数を表 2-3に示す。産業別就業者数は、第3次産業に従事している人口が最も多く、続いて第1次産業、第2次産業となっている。構成比率の傾向をみると、第1次産業は減少、第2次産業は概ね横ばい、第3次産業は増加となっている。

令和2年において、第1次産業は農業・林業がそのほとんどを占めている。第2次産業は建設業が最も多く、次いで製造業が続く。第3次産業では医療、福祉が最も多く、次いで教育、学習支援業が多い。

表 2-3 産業別就業者数

(単位：人)

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	人口	比率	人口	比率	人口	比率
第1次産業	445	36.9%	426	34.5%	452	35.0%
農業・林業	442	36.7%	423	34.3%	448	34.6%
漁業	3	0.2%	3	0.2%	4	0.3%
第2次産業	109	9.0%	116	9.4%	111	8.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%
建設業	68	5.6%	71	5.7%	68	5.3%
製造業	40	3.3%	44	3.6%	42	3.2%
第3次産業	652	54.1%	693	56.1%	730	56.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.2%	1	0.1%	3	0.2%
情報通信業	-	-	4	0.3%	-	-
運輸業、郵便業	28	2.3%	27	2.2%	23	1.8%
卸売業、小売業	66	5.5%	72	5.8%	75	5.8%
金融業、保険業	1	0.1%	8	0.6%	14	1.1%
不動産業、物品賃貸業	4	0.3%	7	0.6%	4	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	35	2.9%	27	2.2%	34	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	62	5.1%	71	5.7%	74	5.7%
生活関連サービス業、娯楽業	49	4.1%	35	2.8%	33	2.6%
教育、学習支援業	90	7.5%	107	8.7%	106	8.2%
医療、福祉	98	8.1%	122	9.9%	150	11.6%
複合サービス業	77	6.4%	61	4.9%	63	4.9%
サービス業(他に分類されないもの)	52	4.3%	60	4.9%	58	4.5%
公務(他に分類されるものを除く)	88	7.3%	91	7.4%	93	7.2%
15歳以上就業者総数	1,206	100.0%	1,235	100.0%	1,293	100.0%

出典：総務省統計局「国勢調査」(平成27年、令和2年は不詳補完結果)

※四捨五入により比率の合計が一致しない場合がある。

2) 農業

本村の令和2年における農業経営耕地面積を表 2-4、農業経営体の販売目的の家畜等飼養頭羽数を表 2-5に示す。本村では酪農が基幹産業となっている。

表 2-4 農業経営体の経営耕地面積 (令和2年)

田	経営耕地のある経営体数 (経営体)	-
	面積 (ha)	-
畑 (樹園地を除く)	経営耕地のある経営体数 (経営体)	89
	面積 (ha)	9,472
樹園地	経営耕地のある経営体数 (経営体)	-
	面積 (ha)	-
畑のうち 牧草専用地	経営体数 (経営体)	81
	面積 (ha)	7,196
計	経営耕地のある実経営体数 (経営体)	89
	面積 (ha)	9,472

出典：農林水産省「2020年農林業センサス」

表 2-5 農業経営体の販売目的の家畜等飼養頭羽数（令和 2 年）

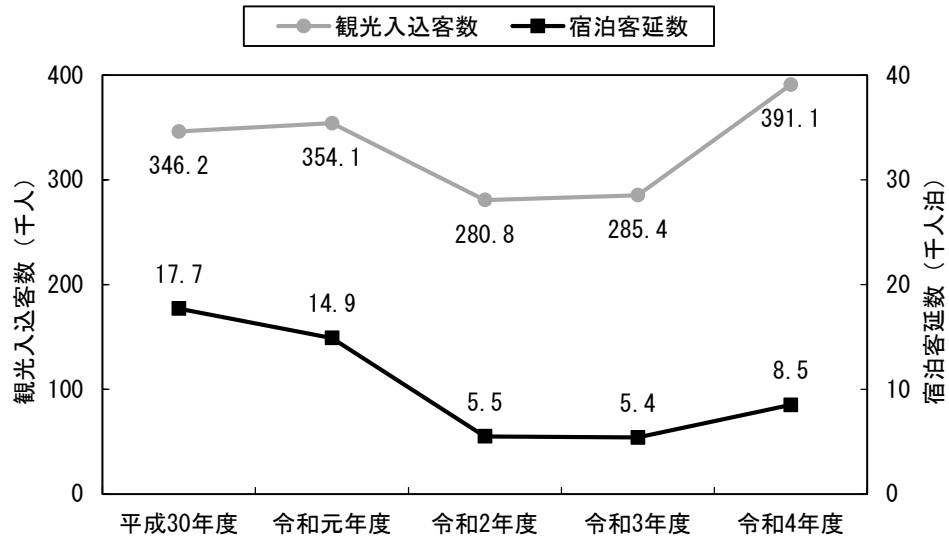
乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
飼養経営体数 （経営体）	飼養頭数 （頭）	飼養経営体数 （経営体）	飼養頭数 （頭）	飼養経営体数 （経営体）	飼養頭数 （頭）	飼養経営体数 （経営体）	飼養羽数 （100羽）
69	14,917	28	1,277	1	x	1	x

出典：農林水産省「2020年農林業センサス」

※x：秘密保護のため、統計数値を公表しないもの

3) 観光

本村の過去 5 ヶ年（平成30年度～令和 4 年度）の観光入込客数及び宿泊客延数の推移を図 2-2に示す。観光入込客数及び宿泊客延数とも新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度及び令和 3 年度にかけては減少したが、令和 4 年度はコロナ禍による制限が緩和されたこともあり、大きく増加している。



出典：北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」

図 2-2 観光入込客数・宿泊客延数の推移（平成30年度～令和 4 年度）

(3) 土地利用

令和 3 年の地目別面積を表 2-6に示す。山林の面積が全体の約50%を占め最も大きく、畑が全体の約16%、原野が全体の約10%と続く。

表 2-6 地目別面積（令和 3 年）

地目	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	
面積（km ² ）	0.00	91.44	2.94	0.00	0.03	
割合	0.0%	16.0%	0.5%	0.0%	0.0%	
地目	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積（km ² ）	284.17	49.49	56.64	6.23	80.90	571.84
割合	49.7%	8.7%	9.9%	1.1%	14.1%	100.0%

出典：北海道総合政策部「第130回（令和 5 年）北海道統計書」

3. 上位計画

(1) 総合計画

本村では令和9年度を目標年次とする「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」（以下「総合計画」という。）が進行中である。総合計画は「未来を奏でる鶴居スタイルの確立～協働による新たな時代への挑戦～」をむらづくりテーマとして、先人のご苦労やその歴史に感謝し、恵まれた地域資源を最大限に活かしながら、村民一丸となって英知を結集し、本村の持続的な発展につなげていくむらづくりを目標としている。総合計画におけるごみ処理に関する施策は以下のとおりである。

『つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）』（平成30年度～令和9年度）

【将来人口の目標】

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本村の将来に様々な影響を与えることが想定されます。村では、平成27年度に策定した「鶴居村人口ビジョン」において、2060年における総人口を2,000人以上確保することを目標としており、独自仮定による将来人口推計では、2027年に総人口は2,225人になると予想しています。

今後重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで2027年に2,475人の人口を維持することを目標とします。

※令和2年3月の鶴居村人口ビジョン（令和元年度改訂版）において目標人口の変更はない。

【施策の内容】

第3部 基本計画

第4章 豊かな自然と共生する美しいむらづくり

6 ごみ処理・リサイクル

基本方向

○循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、村民、事業者、行政の協働により、省資源化の取組を推進します。

○廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

主要施策

	施策の概要	主な事業・取組
(1) ごみ減量化とリサイクルの推進	村民・事業者・行政のそれぞれが役割を分担して、発生抑制に重点を置いた4Rを促進します。	①4R運動の普及・啓発 ②リサイクル資源の分別の促進 ③資源リサイクル運動の推進
(2) ごみの収集体制の充実	ごみ収集・処理を適正に実施し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進します。	①一般廃棄物処理基本計画の推進 ②鶴居村分別収集計画の推進 ③資源ごみ収集容器の整備
(3) ごみ処理施設の維持管理	最終処分場の適切な維持管理を図ります。また、釧路市の施設を活用した広域的なごみ処理を推進します。	①最終処分場の適切な維持管理の推進 ②広域連携によるごみ処理の推進

(2) 環境基本計画

「鶴居村環境基本計画」は、「鶴居村環境基本条例」（平成21年4月施行）第8条に基づく、「環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」であり、また、村の最も上位の計画である「鶴居村総合計画」における環境との共生に関する取組を具体化するための個別計画にあたるものである。

平成23年度にスタートした第1次にあたる「鶴居村環境基本計画」を引き継ぐものとして令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第2次鶴居村環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を令和3年12月に策定した。環境基本計画は「四季の詩が流れる大地～ともに生きる ともに作る『美しい鶴居村』～」を将来目標（スローガン）としている。環境基本計画におけるごみ処理に関する取組は以下のとおりである。

『第2次鶴居村環境基本計画』（令和3年度～令和12年度）

【取組の内容】

基本目標Ⅱ 地球にやさしい暮らしと産業を広めよう

行動目標2 ごみの減量と再利用を進めよう

取り組み1 ごみの減量、分別収集と適正な処理

取り組みの方針

資源や物を大切にする意識を高め、ごみの排出を抑制し資源が循環する生活と経済活動を定着させるとともに、排出されたごみを適正に処理します。

村民の取り組みと村の施策

- ①必要のない物は買わず、もらわず、物を大切にしてごみの発生を減らすとともに、分別を徹底し、処理されるごみを減量します。
- ②過剰な包装を控え、マイバッグやマイボトル、マイ容器などを積極的に利用します。
- ③環境に配慮した製品や、リサイクルや詰め替え、交換利用が可能な製品の購入に努めます。
- ④家庭では食べ残しが出ないように適量を調理したり、飲食店では適量を注文するなど、食品ロスを減らします。
- ⑤適切な分別やごみ出しが困難な高齢者などの支援を検討します。

取り組み2 ごみや不用品の再使用、再生利用

取り組みの方針

リユース（繰り返し使えるものの再使用や不用品の交換など）を促進するほか、再資源化できるものの有効利用に努めます。

村民の取り組みと村の施策

- ①「5R」の考え方を普及させるとともに、リサイクルの仕組みや資源ごみの回収などに関する情報を広めます。
- ②回収された資源ごみを適切にリユース、リサイクルします。
- ③粗大ごみの分別と再資源化に努めます。
- ④余ったもの、不用品ものの交換などに関する情報を収集し、村民や事業者に広めます。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要

本村の令和4年度におけるごみ処理のフローは、図3-1に示すとおりである。

計画収集ごみは、各家庭から排出されるごみを対象に、村が委託する業者が定期的に収集するごみで、分別区分は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみである。粗大ごみは、施設への直接搬入としている。平成17年6月より資源ごみを除き有料化を実施している。

可燃ごみについては、釧路広域連合清掃工場で焼却処分（資源ごみのうち、プラスチック容器も釧路広域連合に運搬し、資源化している。）し、不燃ごみは、最終処分場において手作業により選別し、可燃物、不燃物、資源物に分類し、不燃物のみ本村の最終処分場で埋立処分している。資源ごみについては、平成10年6月から分別収集を開始しており、本村のストックヤードで一時保管した後、民間業者を活用しながら資源化に努めている。

直接搬入ごみは、直接施設に持ち込まれる家庭や事業所から排出されるごみである。直接搬入ごみは、本村の最終処分場で一時保管した後、可燃ごみ、可燃性粗大ごみは釧路広域連合清掃工場へ搬入し、不燃性粗大ごみは重機によりできる範囲で解体し、資源物を取り除いた後、本村の最終処分場で埋立処分している。

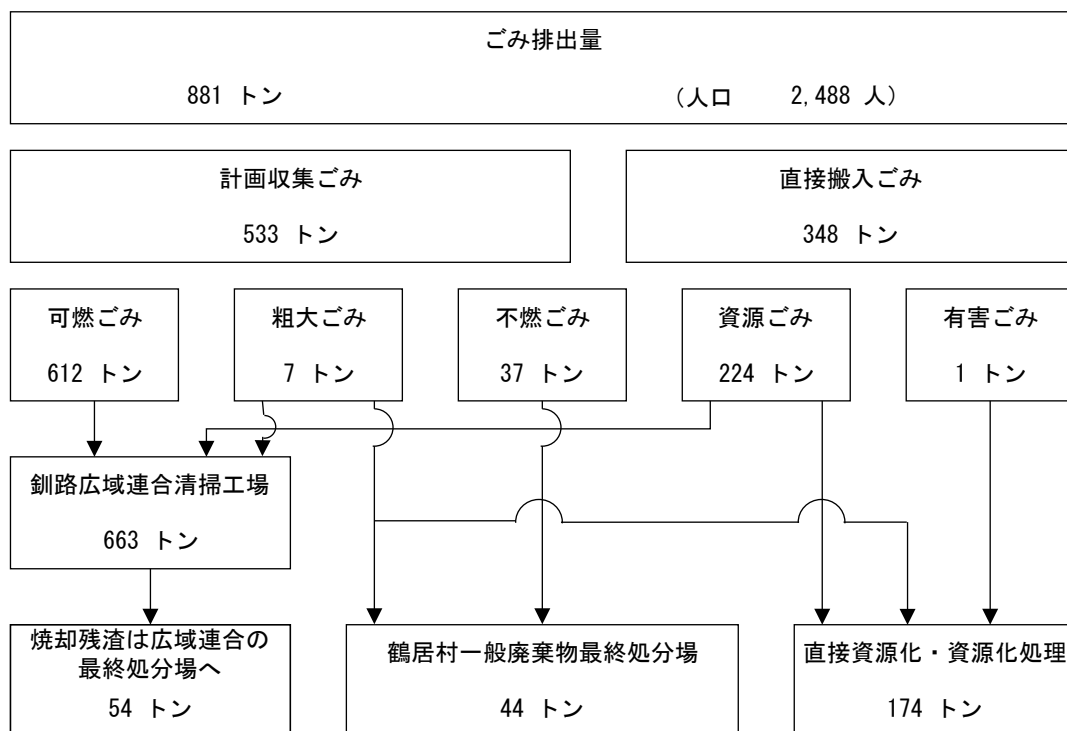


図 3-1 ごみ処理のフロー（令和4年度）

2. ごみ排出状況

平成30年度から令和4年度までの過去5ヶ年におけるごみの排出実績を示す。

(1) 年間排出量の推移

過去5ヶ年のごみ排出量は、令和元年度が最も少ない856トンの排出量となったが、令和2年度は大きく増加し、最も多い944トンの排出量となった。また、令和3年度以降は減少し続けている。

分別区分毎の排出量においても、概ね同様の傾向にあり、排出量の多い可燃ごみは、令和元年度が最も少なく、令和2年度が最も多い排出量となっている。

令和2年度のごみ排出量増加の要因として、コロナ禍における外出自粛等による影響が考えられる。

表 3-1 ごみ排出量実績

(単位：t/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集ごみ	516	498	546	545	533
可燃ごみ	320	305	340	340	333
不燃ごみ	8	8	9	8	9
資源ごみ	188	185	197	197	191
直接搬入ごみ	354	358	398	348	348
可燃ごみ	298	292	317	276	279
不燃ごみ	26	27	38	31	28
資源ごみ	23	33	35	33	33
粗大ごみ	5	5	7	7	7
有害ごみ	2	1	1	1	1
合計	870	856	944	893	881

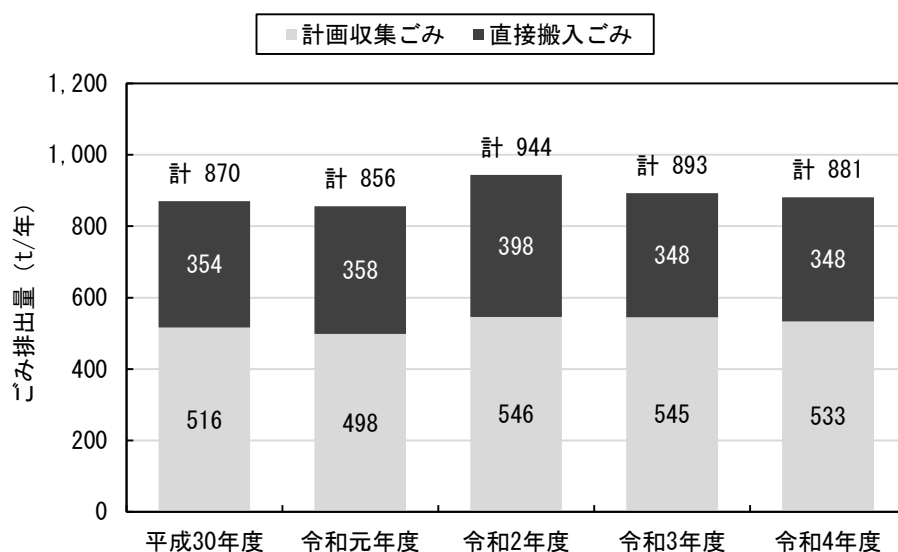


図 3-2 ごみ排出量の実績

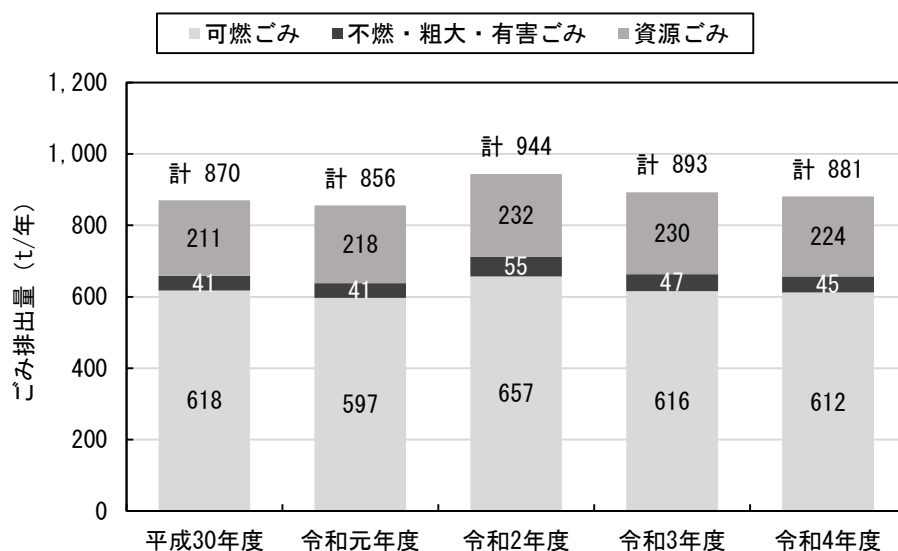
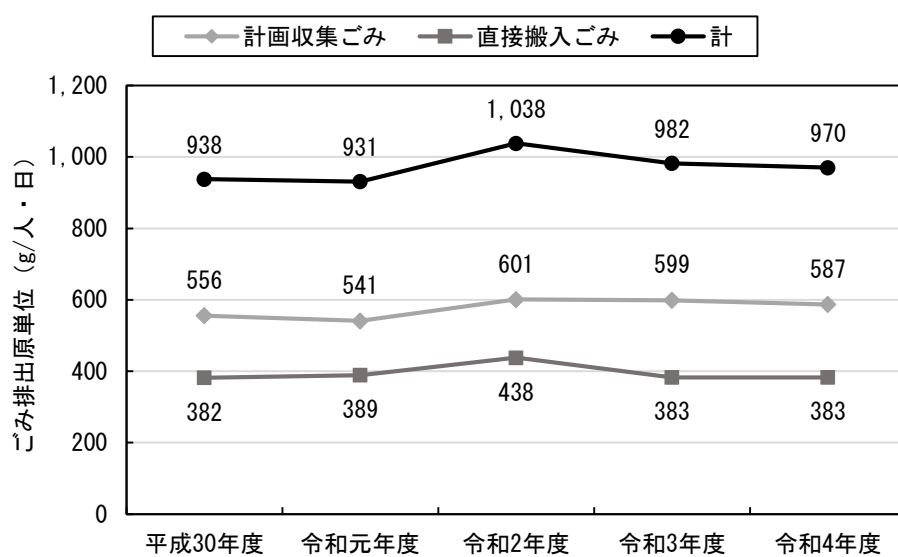


図 3-3 分別区分毎のごみ排出量の実績

(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

1人1日当たりごみ排出量（以下「ごみ排出原単位」という。）の過去5ヶ年の推移を図3-4に示す。ごみ排出量と同様に過去5ヶ年のごみ排出原単位は令和元年度が最も少ない931g/人・日となったが、令和2年度は大きく増加し、最も多い1,038g/人・日となった。また、令和3年度以降は減少し続けている。

環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より、令和3年度の全国及び北海道のごみ排出原単位は、それぞれ890g/人・日、941g/人・日となっており、本村の令和4年度のごみ排出原単位は全国及び北海道をともに上回っている。



※端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

図 3-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

(3) リサイクル率

本村では、資源物の分別収集による資源化を進めている。これらの資源化量をごみの排出量で除したリサイクル率は令和4年度で25.5%である。

令和3年度の全国及び北海道のリサイクル率は、それぞれ19.9%、23.5%となっており、本村の令和4年度のリサイクル率は全国及び北海道をともに上回っている。

表 3-2 リサイクル率の実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リサイクル率	24.5%	25.6%	24.7%	25.9%	25.5%

3. 収集・運搬

(1) ごみの分別収集区分

本村では「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の4分別としており、資源ごみはさらに「紙類」、「ビン・カン類」、「プラスチック容器」、「白色トレイ」、「ペットボトル」に区分している。

「衣類・繊維類」、「小型家電」、「廃食用油」、「有害ごみ」は、拠点回収している。

表 3-3に分別区分と主なごみの種類を示す。

表 3-3 ごみの分別区分と主なごみの種類（令和5年度現在）

分別区分		主なごみの種類
可燃ごみ		生ごみ（台所等の料理くず・食べ残し・茶がら・食用油等）、紙・ゴム・革製品・その他（ティッシュペーパー、ちり紙、写真、感熱紙、油紙、カーボン紙、ゴムホース、ゴム長靴、革靴、ベルト等の革製品）、汚れの付いた可燃性資源ごみ（ペットボトル、食品トレイ等）、枝木、草花、枯れ葉、掃除機のちり、木くず、紙おむつ（汚物は取り除く）、リサイクルできない衣類（背広・Gパン・靴下等）等
不燃ごみ		ガラス陶器類（ガラスコップ・茶碗類・割れたガラス、瓶等）、油・薬品のびん類、燃え殻（灰）、包丁、なべ、やかん、剃刃、はさみ、塗料カン、腐食カン、傘、カイロ、汚れたあき缶・あきビン等
粗大ごみ		布・木製品（布団、カーペット、木製家具、木の枝）、プラスチック類（プラスチック製家具、衣装ケース等）、鉄が付いたもの（スノーダンプ、スコップ等）、鉄・アルミ類（パイプ、脚立、ストーブ、自転車）等
資源ごみ	紙類	ダンボール、新聞・チラシ、針どめ雑誌、背のり雑誌、パック容器（牛乳、お酒等の紙パック）・雑紙（紙製容器包装の識別マークのあるもの）
	ビン・カン類	あきビン（ビール・お酒・ジュース・コーヒー・調味料等の透明、青色、緑色、茶色のビン）・あき缶
	プラスチック容器	プラスチック製容器包装の識別マークのある色つきトレイ、食品の容器、お菓子の袋、商品の容器、ペットボトルのキャップ等で汚れのないもの
	白色トレイ	惣菜、魚、果物、肉などのトレイ、電化製品等の梱包用等の発泡スチロールでできた容器等
	ペットボトル	水、ジュース、サイダー、焼酎、醤油などの容器
拠点回収	衣類・繊維類	シャツ、トレーナー、シーツ、下着、パジャマ、タオル等で洗濯してあるもの
	小型家電	パソコン、携帯電話、デジカメ、ビデオカメラ、カーオーディオ、カーテレビ、電話機、FAX、ゲーム機、携帯ラジオ、電卓等、電子電機機器の付属品等
	廃食用油	家庭用廃てんぷら油（植物油）
有害ごみ（拠点回収）		乾電池、蛍光灯、体温計

(2) ごみの収集運搬体制

収集運搬は、村が委託する業者が実施している。委託業者が使用している収集運搬車両は2トンパッカー車（可燃ごみ、不燃ごみ用）と4トン平ボディ車（資源ごみ用）である。

(3) ごみの収集体系

計画収集ごみの範囲は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみで、粗大ごみは施設へ直接搬入と
している。また、商店・飲食店・事業者などから排出される事業系一般廃棄物は、直接搬入
又は村の収集運搬許可業者へ依頼するよう指導している。

(4) ごみの収集方法

分別区分毎の収集方法を表 3-4に示す。

表 3-4 分別収集区分毎の収集方法（令和 5 年度）

分別収集区分		収集頻度	排出方法	手数料
可燃ごみ		週 1 回	指定ごみ袋に入れて排出 ※枝木・ホースなどの長いものは50 センチ以下に切る。	【指定袋】 10ℓ用 25円/枚 20ℓ用 50円/枚 45ℓ用 100円/枚
不燃ごみ		月 1 回	指定ごみ袋に入れて排出	【指定袋】 20ℓ用 50円/枚 45ℓ用 100円/枚
資源ごみ	ダンボール	月 2 回	適度な大きさに縛る	無料
	新聞・チラシ		4つ折りにして縛る	無料
	針どめ雑誌		ひも等で縛る	無料
	背のり雑誌		ひも等で縛る	無料
	紙パック容器		すすぎ乾かして開き、縛るか袋など に入れる	無料
	紙製容器包装		専用の回収袋に入れる	無料
	ビン・カン類	月 2 回	あきビンはキャップをとり、中をす すいで専用の回収容器に入れる	無料
	プラスチック 容器	週 1 回	汚れを取り除いて半透明袋に入れて 排出 ※中身が残っているもの・汚れがと れていないものは可燃ごみ	無料
	白色トレイ	月 2 回	汚れ物はすすぎ乾かし色分けせずに 専用の回収袋に入れる、大きなもの は壊して入れる	無料
	ペットボトル	月 2 回	キャップ・ラベルをとり、すすぎ乾 かしてから専用回収袋に入れる	無料

(5) 村で収集しないごみ

本村が収集しないごみを表 3-5に示す。

表 3-5 本村で収集しないごみ

品目	処理方法
タイヤ、バッテリー、プロパン、消火器、農薬、ピアノ、 石、火薬類、ガソリン等	販売店等に相談

(6) ごみの自己搬入

ごみを鶴居村一般廃棄物最終処分場に持ち込む場合、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは
10kgまで80円、以後10kg毎に80円を加算（5 kg未満の端数があるときはこれを切り捨て
る）した手数料を徴収する。

受付は毎週火曜日・土曜日の午前 8 時から午後 4 時まで行っている。

4. 中間処理

(1) 焼却処理

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、釧路広域連合清掃工場で焼却処理している。釧路広域連合清掃工場の概要を表 3-6に、過去 5 ヶ年（平成30年度～令和 4 年度）の本村の焼却実績を表 3-7に示す。焼却処理量は、令和 2 年度までは増加しており、その後は減少し、令和 4 年度は663トンとなっている。

釧路広域連合清掃工場では可燃ごみのほか、金属類や焼却処理に伴って生じる溶融スラグを資源物として回収している。また、焼却処理に伴って生じる残渣（飛灰）は埋立処分している。

表 3-6 釧路広域連合清掃工場の概要

名 称	釧路広域連合清掃工場
所 在 地	釧路市高山30番地1
敷地面積	約2.5ha
処理能力	240t/日（120t/日×2炉）
処理方式	流動床式ガス化溶融炉（24時間連続運転）
開始年次	平成18年4月
対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ

表 3-7 焼却施設搬入量の実績

（単位：t/年）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却施設搬入量	645	644	706	665	663
資源化処理量	27	47	49	49	51
焼却残渣	46	47	50	47	54

(2) 資源ごみの保管

プラスチック容器を除く資源ごみ及び有害ごみは、本村のストックヤードで一時保管後、民間業者等に引渡し、再資源化している。過去 5 ヶ年（平成30年度～令和 4 年度）の本村の資源ごみ等の再資源化実績を表 3-8に示す。

表 3-8 資源ごみ等再資源化実績

（単位：t/年）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紙類	72	68	67	102	99
紙パック	1	1	1	0	1
紙製容器包装	27	29	40	4	4
金属類	41	33	26	30	24
ガラス類	25	24	24	23	24
ペットボトル	11	11	12	12	12
白色トレイ	2	1	2	1	1
布類	1	1	1	3	1
廃食用油	1	0	1	0	0
電池・蛍光灯	2	1	1	1	1
その他	3	3	9	6	7
計	186	172	184	182	174

5. 最終処分

(1) 最終処分

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは表 3-9に示す鶴居村一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。また、可燃ごみから生じる焼却残渣は、釧路市の最終処分場で埋立処分している。

表 3-9 鶴居村一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	鶴居村一般廃棄物最終処分場		
所 在 地	阿寒郡鶴居村雪裡原野566番1		
敷地面積	12,500m ²		
埋立面積	1,400m ² (700m ² ×2区画)		
埋立容量	5,035m ³		
埋立構造	準好気性埋立 (被覆型埋立地)		
計画埋立期間	平成16年度～令和30年度		
埋立開始	平成16年4月		
浸出水処理能力等	処理水量	3m ³ /日	
	放流水質	pH	5.8～8.6
		BOD	20mg/ℓ以下
		SS	10mg/ℓ以下
		T-N	100mg/ℓ以下
		ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下
		大腸菌群数	3,000個/ml以下
浸出水処理方式	生物処理 (接触ばっ気) + 膜分離処理 + 消毒		
埋立物	不燃ごみ (及び不燃性粗大ごみ)		

(2) 埋立実績

過去5ヶ年 (平成30年度～令和4年度) の鶴居村一般廃棄物最終処分場における埋立実績を表 3-10に示す。

表 3-10 最終処分場埋立実績

(単位: t/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
埋立処分量	39	40	54	46	44

6. ごみの排出抑制・再資源化

(1) 電動生ごみ処理機購入費補助事業

本村では家庭において生ごみの減量・資源化を進めてもらうため、電動生ごみ処理機の購入に対する補助事業を行っている。助成額は、購入代金の2分の1以内（3万円を上限とする）である。（令和4年度末時累計助成数79基）

(2) 不燃・粗大ごみからの有価物回収

不燃・粗大ごみの中から金属類等の有価物を回収し、資源化している。

(3) 拠点回収

役場及び最終処分場に設置している専用リサイクルボックスにより、有害ごみ（蛍光管、乾電池）、衣類等を回収している。

小型家電類は、役場、最終処分場のほか幌呂農村環境改善センター、下幌呂コミュニティセンターに設置している「小型家電回収ボックス」により回収している。

また、廃食用油は、回収業者が最終処分場内に設置している回収ボックスで回収している。

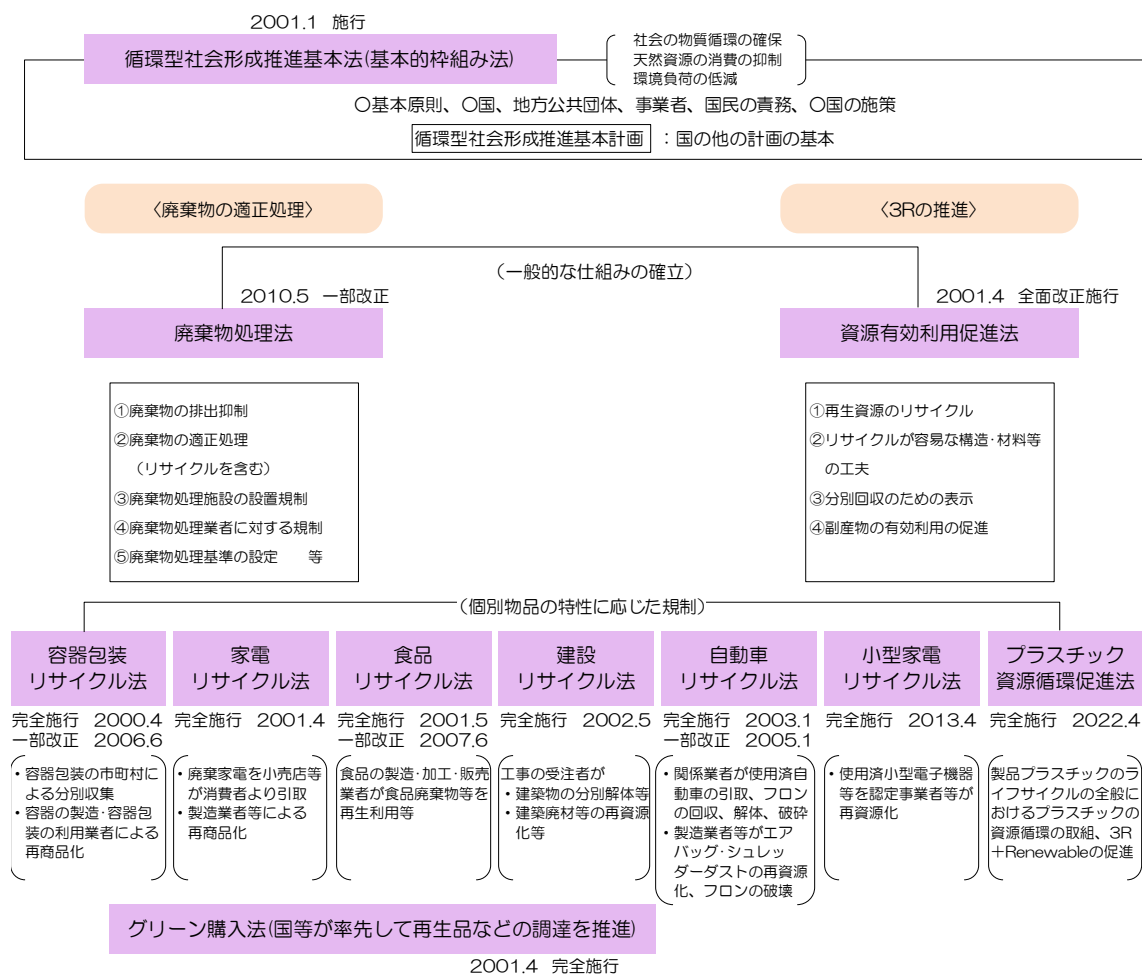
(4) 普及・啓発活動

ごみの減量化に関する情報は、広報誌を通じて村民に啓発している。

7. ごみ処理関連法令の動向

(1) 循環型社会形成のための法体系

平成12年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されている。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を推し進める必要がある。



出典：経済産業省「資源循環ハンドブック 2022」を基に加筆

図 3-5 循環型社会の形成のための施策体系

(2) 各種リサイクル法の動向

1) 容器包装リサイクル法

法律施行以降、容器包装のリサイクルが推進され、その結果全国的に一般廃棄物の最終処分量は減少傾向が続いており、最終処分場の残余年数も増加している。

国は、2R（リデュース、リユース）に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マイスター）による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」などを実施・推進してきた。近年では、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和元年12月に法令改正を行い、「レジ袋有料化義務化」による消費者のライフスタイル変革を促している。

2) 家電リサイクル法

現在、本法の対象となる機器としては、エアコン、テレビ（ブラウン管型、液晶型（ただし携帯テレビ、カーテレビ及び浴室に設置するテレビは除く）等、プラズマ型）、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目が挙げられている。

一方で、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が、一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する違法行為の増加を受け、平成24年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」とであるということが明確化された。

また、平成27年3月に基本方針の一部改正が行われ、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が接触的に回収促進に取り組むための共通政策目標として、「回収率目標」の規定や、より高度なリサイクルの取組の推進をしている。

3) 食品リサイクル法

食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成13年5月に施行され、この法律に基づき、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で業種別に再生利用等実施率が設定されている。

令和元年7月12日に公表された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、再生利用等実施率を令和6年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定された。

4) 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを平成14年5月から義務付けている。

この法律を踏まえ、国土交通省では、建設リサイクルや建設副産物の適正処理を推進するため、建設リサイクル推進計画を定期的に策定している。

その結果、建設廃棄物のリサイクル率は1990年代では60%程度だったものが、平成30年度は約97%となっており、リサイクルの発展・成長期から、維持・安定期に入ってきたと考えられ、今後はリサイクルの「質」の向上が重要な視点になると想定される。

こうした背景を踏まえ、令和2年9月に「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」が策定され、再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定しているほか、主要課題として①建設副産物の高い再資源率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を掲げ、取組の実施主体を明確化するとともに取組むべき施策をとりまとめている。

5) 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）に対して、引取及びリサイクル（フロン類については破壊）を義務付けている。

自動車ユーザーや自動車製造業者等の取組により、使用済自動車のほとんどがリサイクルされている。シュレッダーダストのリサイクル率も向上し、令和3年度における自動車1台あたりの最終処分量は7kg[※]となっている。

※自動車リサイクル法の施行状況（令和4年11月7日）経済産業省自動車課環境省リサイクル推進室

6) 小型家電リサイクル法

平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的としている。

市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を、国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっている。

令和5年度までに小型家電回収量を全国で14万t/年との目標値を掲げており、令和2年度の回収量は約10万tとなっている※。

※令和2年度における小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について
(令和4年8月23日) 環境省

7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

国は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)を策定し、「3R+Renewable※」の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げている。

さらに、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されている。

※ごみを減らす3通りの方法(Reduce、Reuse、Recycle)を標語にした「3R(スリーアール)」に、製品等の原料を再生可能な資源に替えることを意味する「Renewable」を加えたもの。

(3) 国の計画等

1) 循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、国は循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定した。

なお、第五次循環型社会形成推進基本計画は令和6年6月の策定を目指して議論が進められている。

表 3-11 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（国の取組）

区分	概要
持続可能な社会づくりとの統合的取組	○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
地域循環共生圏形成による地域活性化	○地域循環共生圏形成による地域活性化 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等
適正処理の推進と環境再生	○適正処理 ○環境再生 ○東日本大震災からの環境再生
災害廃棄物処理体制の構築	○自治体 ○地域 ○全国
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	○国際資源循環 ○海外展開
循環分野における基盤整備	○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等（廃棄物分野のIT活用） ○人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

表 3-12 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（指標・数値目標）

項目		指標の種類	指標
循環型社会の全体像	入口	物質フロー指標	資源生産性：約49万円/トン（令和7年度）
	循環	物質フロー指標	入口側の循環利用率：約18%（令和7年度）
			出口側の循環利用率：約47%（令和7年度）
出口	物質フロー指標	最終処分量：約1,300万トン（令和7年度）	
持続可能な社会づくりとの統合的な取組	環境的側面と経済的側面の統合的向上	項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：平成12年度の約2倍（令和7年度）
	環境的側面と社会的側面の統合的向上	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減（令和12年度）
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
循環と低炭素の統合的向上	項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%（令和4年度）	
多種多様な地域循環共生圏形成		項目別物質フロー指標	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日（令和7年度）
			1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）：約440g/人・日（令和7年度）
			事業系ごみ排出量：約1,100万トン（令和7年度）
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環		項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約47%（令和7年度）
	バイオマス（食品、木など）	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減（令和12年度）
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
		項目別取組指標	食品循環資源の再生利用等実施率：食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%（令和元年度）
	土石・建設材料	項目別取組指標	個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率：100%（令和2年度）
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%（令和4年度）
			一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持（令和4年度）
			産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の10年分程度（令和2年度）
万全な災害廃棄物処理体制の構築		項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60%（令和7年度）
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%（令和4年度）
	循環分野における人材育成、普及啓発等	項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90%（令和7年度）
			具体的な3R行動の実施率：平成24年度の世論調査から約20%上昇（令和7年度）

※数値目標が定められている代表指標のみを抜粋

2) 廃棄物処理法に基づく基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）は、廃棄物処理法に基づきわが国の廃棄物処理における基本的な方針が定められたものである。

平成28年改正以降の2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、令和5年6月30日に変更されている。

表 3-13 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所(1)

区分		主な変更箇所
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、我が国の2050年度までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題へ対応する。 ・循環経済の取組は素材や製品ごとに、デジタル技術も活用しつつ適切なトレーサビリティを確保しながら上流から下流までのライフサイクル・バリューチェーン全体でのロスゼロの取組を推進する。 ・循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制や適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷軽減への軽減を考える。
廃棄物の適正な処理に関する目標	排出量	【一般廃棄物】 平成24年度比約16%削減（令和7年度） 【産業廃棄物】 平成24年度に対し増加を約3%に抑制（令和7年度）
	最終処分量	【一般廃棄物】 平成24年度比約31%削減（令和7年度） 【産業廃棄物】 平成24年度比約24%削減（令和7年度）
	出口側の循環利用率	【一般廃棄物】 約28%に増加（令和9年度） 【産業廃棄物】 約38%に増加（令和9年度）
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】 450g/人・日（集団回収量、資源ごみ等を除く）（令和7年度）
施策推進に関する基本的事項（一般廃棄物（し尿等除く）関連）	国民の役割	・食品の購入に当たっては、環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービスも利用するように努める。
	事業者の役割	・廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組に努める。 ・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減とともに、食品循環資源の再生利用等に努める。
	市町村の役割	・一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進等を行うよう努める。 ・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化等に必要な措置を講ずるよう努める。
	国の役割	・動静脈連携の強化、広域認定制度等を通じた産業廃棄物処理の広域化や電子マニフェストを含む各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を一層促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	・リチウム蓄電池などによる火災事故防止の観点に留意する。 ・高齢化等の社会状況の変化に伴い家庭からのごみ出しが困難となりうる点等について考慮する。 ・高齢化に伴い排出量の増加が見込まれる使用済紙おむつについては、衛生面を含む適正処理の確保にも留意した上で、適切な再生利用等を促進する。 ・更なる広域認定制度の活用等を通じた産業廃棄物処理の広域化や、各種デジタル技術を活用した動静脈連携の強化などに努め、資源循環を促進する。 ・有害使用済機器について、その保管又は処分を業として行う事業者、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度の着実な執行を通じて、その適正な処理やリサイクルを推進する。 ・プラスチックのライフサイクル全体を通じた効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を推進する。

表 3-14 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所(2)

区分		主な変更箇所
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項 (一般廃棄物(し尿等除く)関連)	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標 地域住民に対する情報公開の促進	・ 中間処理施設において、令和9年度の廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を46%に増加させる。 ・ 都道府県または市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分情報をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	事業者及び技術専門家の役割	・ 事業者は災害発生時における有害物質等の漏えいを未然に防止するため、平時から必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努める。 ・ 大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項	廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進	・ 小型家電リサイクルでは、人工知能等を活用した廃小型家電の選別システム、リサイクル技術の高度化・効率化の普及、リチウム蓄電池等を安全に処理できる体制の構築を進めていくことが必要である。 ・ 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素化に資する技術の開発や普及のための方策の検討が必要である。

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに策定されるものである。

令和5年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とし、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化している。「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加している。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させている。

表 3-15 廃棄物処理施設整備計画の主な記載内容

区分	計画概要
計画期間	■令和5年度から令和9年度の5年間
基本的理念	■基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 ■災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 ■脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営のポイント	(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (5) 災害対策の強化 (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保 (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 ・各素材の資源循環を強化し、廃棄物分野からの素材・原料等の供給により、3R+Renewableをはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減に貢献。必要に応じデジタル技術も活用。 ・長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備により、建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、更新需要の平準化等の一層の推進が必要。 ・より一層の広域化・集約化やバイオマスの利活用、地域産業等と連携した熱利用など地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入。3R+Renewableを進めてもなお残る温室効果ガス排出に対してCCUSやカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に今後の技術動向への柔軟な対応が求められる。 ・廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、民間事業者等との連携、リユース拠点としての活用等、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進める。
重点目標 (令和2年度実績からの令和9年度目標)	■排出抑制、最終処分量の削減し、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：20% → 28% ・一般廃棄物最終処分場の残余年数：令和2年度の水準（22年分）を維持 ■焼却時に高効率な発電・熱供給を実施するほか、燃料化を組み合わせることなどにより、廃棄物エネルギーを効率的に回収 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20% → 22% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：41% → 46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：58% → 76%以上 ・先進的省エネ型浄化槽導入基数：家庭用33万基、中・大型9千基→家庭用75万基、中・大型27千基

4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条に基づき、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画が令和3年10月に改訂されている。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。また、廃棄物処理における取組として3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があるとなる。

表 3-16 地球温暖化対策計画の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【令和12年度】平成25年度比46%減
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	■国民自らの積極的な温室効果ガス排出量の削減 ■地球温暖化防止活動への参加等
温室効果ガスの排出削減対策・施策（ごみ処理関連）		■廃棄物処理における取組（エネルギー起源二酸化炭素） ・温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewableの推進 ・サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けての具体的検討 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EVごみ収集車等の導入によるごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出削減の推進 ■廃棄物焼却量の削減（非エネルギー起源二酸化炭素） ・市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や個別リサイクル法に基づく措置の実施、廃油のリサイクルの促進等による廃棄物発生の抑制・再生利用の推進 ■廃棄物最終処分量の削減（メタン） ・市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底 ・処理体制の強化等による生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進 ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用（メタン） ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造の採用 ■一般廃棄物焼却量の削減等（一酸化二窒素） ・一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量の削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

(4) 北海道の計画

1) 北海道循環型社会形成推進基本計画

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成27年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取り組みを進めてきた。

令和2年3月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえて、後継計画となる北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）を策定した。

表 3-17 北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の概要

区分	計画概要
計画期間	令和2年度～令和11年度
計画の目標	北海道らしい循環型社会の形成 ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地未利用材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。
指標及び数値目標	【物質フロー指標】 (1)循環利用率 17%（平成29年度15.7%から1.3%増） (2)最終処分量 82万トン以下（平成29年度100万トンから約18%削減） 【取組指標】 (1)環境に配慮した取組の推進に関する目標値（目標年次：令和6年度） ◆ごみ減量化、再使用・再利用のための具体的行動（道民意識調査結果）→意識度：95%以上、実践度：60～80%以上 (2)廃棄物の処理に関する目標値（目標年次：令和6年度） ①一般廃棄物 ◆排出量 170万トン以下（平成29年度比約10%削減） ◆1人1日当たり排出量900g/人・日以下（平成29年度比約5%削減） ◆リサイクル率 30%以上（平成29年度比約6ポイント増加） ◆最終処分量 25万トン以下（平成29年度比20%削減） ②産業廃棄物 ◆排出量 3,750万トン以下（平成29年度比約3%削減） ◆再生利用率 57%以上（平成29年度比約1.5ポイント増加） ◆最終処分量 57万トン以下（平成29年度比16%削減） (3)バイオマス利活用に関する目標値（目標年次：令和4年度） ◆廃棄物系バイオマス利活用率（炭素量換算）90%以上（平成28年度89.8%） ◆未利用バイオマス利活用率（炭素量換算）70%以上（平成28年度71.5%） ◆バイオマス活用推進計画等策定市町村 60市町村（平成30年度54市町村） (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興に関する目標値 ◆廃棄物の処理に関する目標（前述(2)）を目標とする
道が総合的・計画的に講ずべき施策	(1)3Rの推進 (2)廃棄物の適正処理の推進 (3)バイオマスの利活用の推進 (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

2) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画までは産業廃棄物の適正処理を目的としたものであった。その後、廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も含めた処理計画とすることになり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月、平成27年3月の改定を経て、令和2年3月に北海道廃棄物処理計画（第5次）が策定された。

表 3-18 北海道廃棄物処理計画（第5次）の概要

区分	計画概要		
計画期間	5年間（令和2年度から令和6年度まで）		
適正処理に関する目標 （目標年次：令和6年度）		目標 （令和6年度）	現状 （平成29年度）
	(1) 排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆1人1日当たりの家庭から排出するごみの量 ※（ ）内は資源ごみを除いた令和7年度の目標値	1,700千トン （約10%削減）以下 900g/人・日 550g/人・日 (440g/人・日)	1,873千トン 961g/人・日 598g/人・日 (453g/人・日)
	(2) 適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	24.3%
	(3) 適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	250千トン（約20%削減）以下	316千トン
	(4) バイオマスの利活用 ◆廃棄物系バイオマス利活用率（排出量ベース（炭素換算量））	90%以上	89.8%
施策展開の基本的な考え方	(1) 適正な管理：廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進 (2) 協働による取組：道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進 (3) 透明性の確保：廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、各主体相互の対話の促進		
一般廃棄物の処理に関する方針	(1) ごみの排出の抑制 ①総合的な排出抑制の推進 ②計画的な排出抑制の推進 (2) ごみの適正な循環利用 ①リサイクル施設の適切な整備促進等 ②循環利用の推進 ③個別リサイクル法に基づく循環利用の推進 (3) ごみの適正処分の確保 ①計画的で効率的な処分の促進 ②安全・安心な処分の促進 (4) ごみの広域的な処理 ①ごみ処理の広域化の円滑な推進 ②広域的な3Rの取組の推進 (5) 効率的なごみ処理事業の運営 (6) 災害廃棄物対策等 (7) 生活排水対策		

3) 北海道災害廃棄物処理計画

道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、平成30年3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定（令和4年9月一部修正）した。

北海道災害廃棄物処理計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に道が対応すべき事項、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項、関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめているほか、今後、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の参考として活用してもらうことを目的としている。

表 3-19 北海道災害廃棄物処理計画の概要

区分		計画概要
対象とする災害		■地震災害及び水害その他の災害
対象とする業務と災害廃棄物	業務	■一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ■個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去等
	災害廃棄物	■地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ■放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	■発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ■発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ■災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ■被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ■被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ■被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ■災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	■発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収・処理、避難所ごみの回収・処理 ■仮設トイレの設置とし尿の回収・処理など被災地域の衛生確保 ■災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ■被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	■市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ■大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	■災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ■発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

8. ごみ処理における課題整理

(1) 現計画の達成状況

1人1日当たりのごみの排出量、1人1日当たり家庭ごみ排出量ともに、現計画における同年度における目標値に至っていない。

近年の排出状況を踏まえると、現計画で掲げた目標値を達成することは難しいものと判断されるため、今回の改訂にあたって新たな目標値を設定することとする。

表 3-20 現計画の目標達成状況

区分	単位	令和4年度	令和4年度	令和13年度
		(実績)	(現計画目標)	
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	970	840	790
1人1日当たり家庭ごみ排出量※	g/人・日	663	544	500
ごみ排出量	t/年	881	766	704

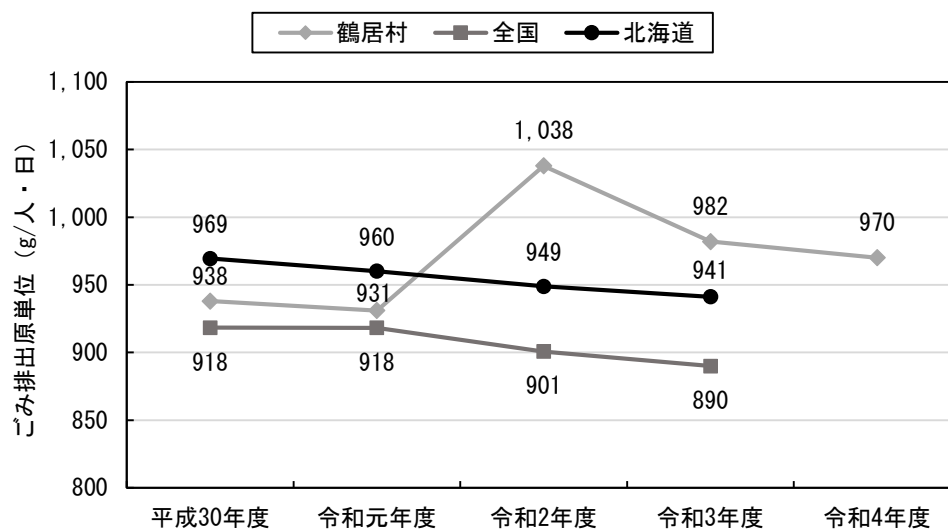
※現計画に合わせ、直接搬入可燃ごみを除いて算出した値。

(2) 現状における課題の整理

1) ごみの排出抑制・減量化

本村のごみ排出原単位は令和2年度に大きく増加しており、その後は減少している。また、平成30年度～令和元年度は北海道より少なく、全国より多くなっており、令和2年度～令和3年度は北海道及び全国より多くなっている。

令和2年度以降のごみ排出原単位の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられるが、本村において、引き続きごみの排出抑制に取り組むとともに、村民・事業者・村が協働でごみの排出抑制・減量化等をさらに推進する必要がある。



※一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出、令和4年度値は現時点で公表されていない。

図 3-6 1人1日当たりごみ排出量の推移

2) リサイクルの推進

本村のリサイクル率は全国や北海道よりも高いものの、国や北海道の目標値には達していないため今後もリサイクルを推進する必要がある。

なお、分別区分の増加（新たな資源の分別）を検討するとともに、生ごみの電動生ごみ処理機による堆肥化や拠点回収の普及啓発に努めていく。

表 3-21 リサイクル率の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鶴居村	24.5%	25.6%	24.7%	25.9%	25.5%
全国	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	—
北海道	23.9%	23.2%	23.4%	23.5%	—

※一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出、令和4年度値は現時点で公表されていない。

3) ごみの適正処理

現在、不燃ごみは本村の最終処分場にて埋立処分、焼却残渣は釧路市の最終処分場にて埋立処分を行っているが、釧路市では現最終処分場の埋立満了見込みに伴い、新最終処分場の整備を進めており、令和6年度の供用開始となっている。

釧路市の新最終処分場の供用開始に伴い、本村で埋立処分している不燃ごみと不燃性粗大ごみは今後、釧路市の新最終処分場にて埋立処分する予定である。

このため、本村の最終処分場については廃止することとし、令和6年度に廃止に向けた事業を整理して、廃止基準に沿った維持管理を進める。

第4章 ごみ処理の基本方針

本村におけるごみ処理の現状を踏まえ、今後のごみ処理は「ごみの減量を推進する。」「ごみの分別・リサイクル活動を推進する。」「自然にやさしい資源循環型社会を実現する。」を基本方針として取り組む。

また、それぞれの優先順位はごみ減量・排出抑制（Reduce:リデュース）を第1に、次いでごみの再利用（Reuse:リユース）、再資源化（Recycle:リサイクル）を進めるとともに、排出抑制やリサイクルが困難なごみは適正処理を進める。

ごみ処理の基本方針

基本方針 i	ごみの減量を推進する。
基本方針 ii	ごみの分別・リサイクル活動を推進する。
基本方針 iii	自然にやさしい資源循環型社会を実現する。

第5章 ごみ排出量及び処理量の見込み

1. 行政区域内人口の推計

(1) 総合計画における将来人口

平成30年3月に策定したつるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）では、今後進むと予測される人口減少と少子高齢化を踏まえ、今後重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで2027年（令和9年）に2,475人の人口を維持することを目標としている。

(2) 人口ビジョンによる目標人口

国は令和元年12月に、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び、地方創生のための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

本村においてもこれを受け、「第2期鶴居村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たり、各種統計を最新の数値に時点修正するとともに、再度、本村の人口分析を行い、「鶴居村人口ビジョン（令和元年度改訂版）」を令和2年3月に策定している。

この人口ビジョンでは、表 5-1で示す目標人口を目指すこととしている。

表 5-1 鶴居村人口ビジョンによる目標人口

年次	将来人口推計（人）
令和2年（2020年）	2,511
令和7年（2025年）	2,489
令和12年（2030年）	2,445
令和17年（2035年）	2,383
令和22年（2040年）	2,303
令和27年（2045年）	2,209
令和32年（2050年）	2,136
令和37年（2055年）	2,075
令和42年（2060年）	2,001

(3) 統計手法による将来人口

過去の人口実績から統計手法によって将来人口を推計する。手順は、以下の6つの統計手法から将来人口を推計し、この中から過去の人口実績を反映している統計手法を選定する。

推計式の作成

過去10年間の実績（住民基本台帳人口）を用いて、以下の6つの統計手法の係数(A, B)を設定し、過去の人口実績を再現した推計式を作成する。Yは人口、tは年度を示す。

- | | |
|-------|-------------------------|
| ①直線式 | $Y=A \times t+B$ |
| ②分数式 | $Y=A \div t+B$ |
| ③ルート式 | $Y=A \times \sqrt{t}+B$ |
| ④対数式 | $Y=A \times \ln t+B$ |
| ⑤べき乗式 | $Y=B \times t^A$ |
| ⑥指数式 | $Y=B \times A^t$ |

推計式の作成

相関係数の確認

相関係数は、作成した推計式に人口実績の年度を入力し、算出した推定値が、人口実績にどれだけ近いかを示す指標である。

推計値と人口実績の誤差が少ないほど、相関係数は1に近づく。
算定した相関係数が1に近い式が推計精度の高い式と言える。

将来年度入力

将来人口の推計

統計式に将来年度を入力して、将来人口を算出する。

図 5-1 統計手法による人口推計の流れ

以上の方法より推計した将来人口は表 5-2に示すとおりであり、目標年次では約2,440人が推計される。

表 5-2 統計手法による人口推計（推計式：直線）

（単位：人）

年度	将来人口推計（人）	年度	将来人口推計（人）
令和5年度	2,483	令和10年度	2,458
令和6年度	2,478	令和11年度	2,453
令和7年度	2,473	令和12年度	2,448
令和8年度	2,468	令和13年度	2,443
令和9年度	2,463		

(4) 将来人口の設定

以上、総合計画、鶴居村人口ビジョン及び統計手法による将来人口を示した。

本計画では直近に行った人口推計であること、村の施策による効果も見込んでいること、また、統計手法による将来人口とほぼ同じ結果であることから、鶴居村人口ビジョンの将来人口を採用する。

表 5-3 将来人口の設定

(単位：人)

年度	将来人口推計（人）	年度	将来人口推計（人）
令和5年度	2,498	令和10年度	2,463
令和6年度	2,493	令和11年度	2,454
令和7年度	2,489	令和12年度	2,445
令和8年度	2,480	令和13年度	2,433
令和9年度	2,471		

2. ごみ排出量の推計

(1) ごみ排出量、ごみ排出原単位の推移

ごみの排出量の推計に当たり、過去5ヶ年の排出区分毎のごみ排出量及びごみ排出原単位を整理し、表 5-4に示す。

表 5-4 ごみ排出量及びごみ排出原単位の実績

区分				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口（人）	行政区域内人口			2,542	2,513	2,491	2,491	2,488
ごみ排出量 (t/年)	生活系 ごみ	計画収集 ごみ	可燃ごみ	320	305	340	340	333
			不燃ごみ	8	8	9	8	9
			資源ごみ	188	185	197	197	191
		直接搬入 ごみ	可燃ごみ	76	82	97	83	84
			不燃ごみ	26	27	38	31	28
			資源ごみ	23	26	28	27	26
			粗大ごみ	5	5	7	7	7
		有害ごみ	2	1	1	1	1	
	事業系 ごみ	直接搬入 ごみ	可燃ごみ	222	210	220	193	195
			資源ごみ	0	7	7	6	7
合計			870	856	944	893	881	
ごみ排出 原単位 (g/人・日)	生活系 ごみ	計画収集 ごみ	可燃ごみ	345	332	374	374	367
			不燃ごみ	9	9	10	9	10
			資源ごみ	203	201	217	217	210
		直接搬入 ごみ	可燃ごみ	82	89	107	91	92
			不燃ごみ	28	29	42	34	31
			資源ごみ	25	28	31	30	29
			粗大ごみ	5	5	8	8	8
		有害ごみ	2	1	1	1	1	
	事業系 ごみ	直接搬入 ごみ	可燃ごみ	239	228	242	212	215
			資源ごみ	0	8	8	7	8
		合計			938	931	1,038	982

(2) ごみ排出量の推計

ごみ排出原単位の見込みは、排出区分毎の傾向から次のとおり設定する。

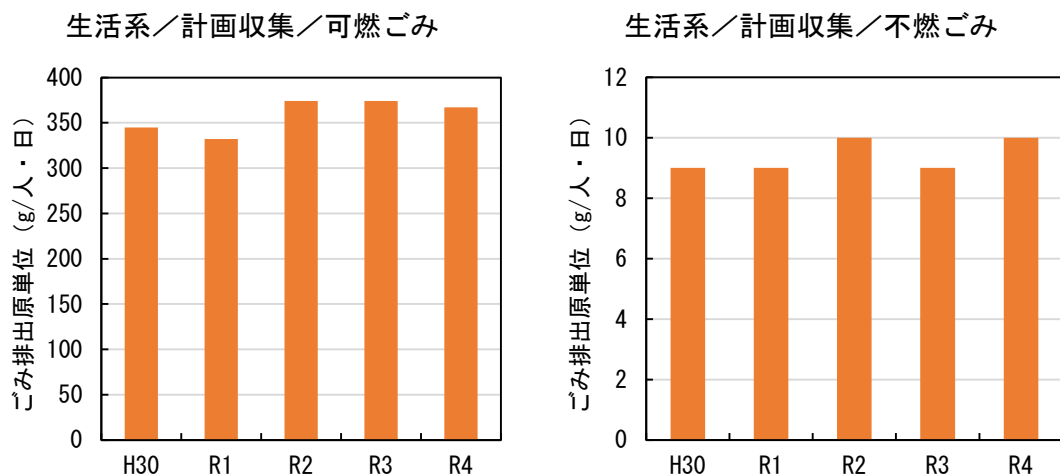


図 5-2 ごみ排出原単位の推移 (1)

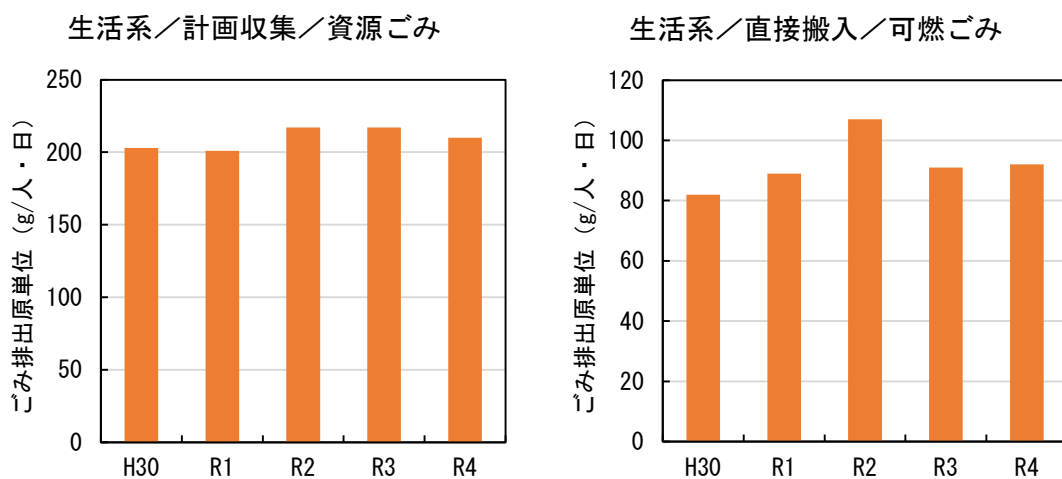


図 5-3 ごみ排出原単位の推移 (2)

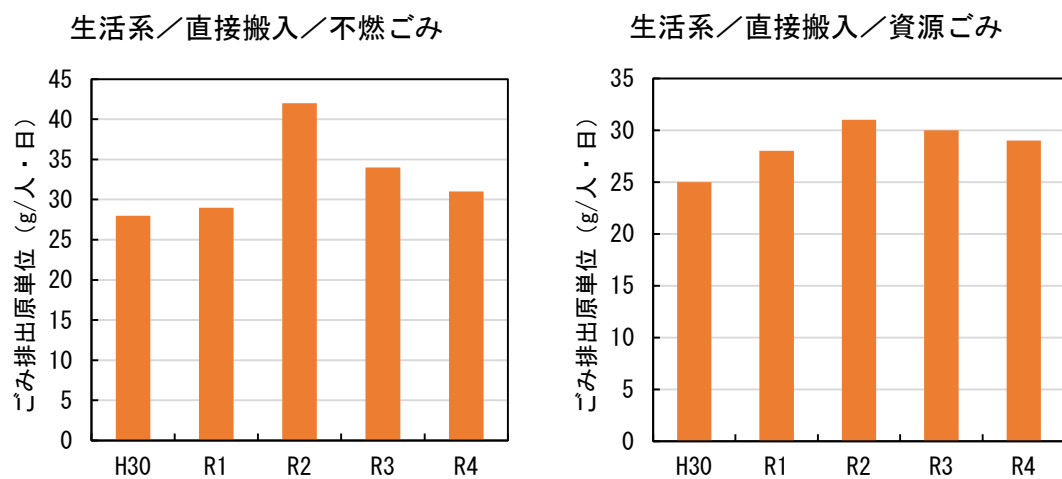


図 5-4 ごみ排出原単位の推移 (3)

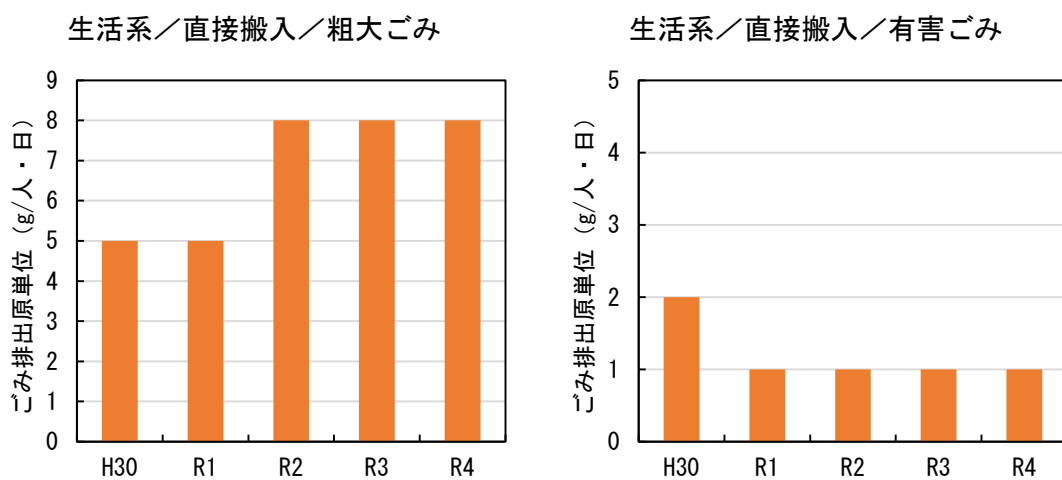


図 5-5 ごみ排出原単位の推移 (4)

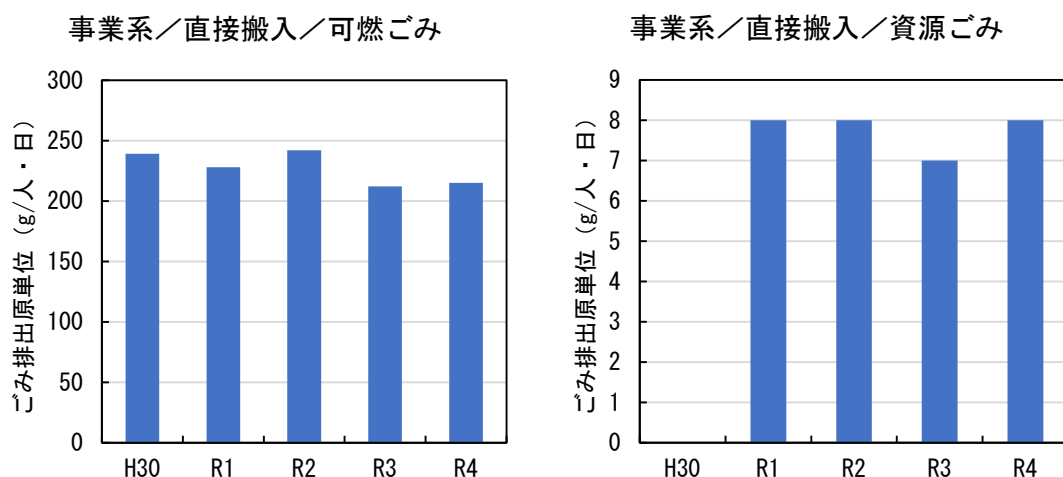


図 5-6 ごみ排出原単位の推移 (5)

表 5-5 ごみ排出原単位の見込みの設定

区分			設定方法
生活系ごみ	計画収集ごみ	可燃ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 358g/人・日に設定
		不燃ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 9g/人・日に設定
		資源ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 210g/人・日に設定
	直接搬入ごみ	可燃ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 92g/人・日に設定
		不燃ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 33g/人・日に設定
		資源ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 29g/人・日に設定
		粗大ごみ	令和 2 年度以降一定で推移していると判断し、過去 3 ヶ年の平均値 8g/人・日に設定
		有害ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 1g/人・日に設定
事業系ごみ	直接搬入ごみ	可燃ごみ	概ね一定で推移していると判断し、過去 5 ヶ年の平均値 227g/人・日に設定
		資源ごみ	令和元年度以降一定で推移していると判断し、過去 4 ヶ年の平均値 8g/人・日に設定

以上より、過去 5 ヶ年の排出状況を勘案した令和 5 年度（基準年度）における生活系ごみのごみ排出原単位は 740g/人・日、ごみ全体のごみ排出原単位の見込みは、975g/人・日と設定する。

(3) ごみ排出量の数値目標

北海道が令和2年3月に策定した北海道廃棄物処理計画（第5次）では、排出抑制に関する目標として、令和6年度において1人1日当たりのごみ排出量は900g/人・日に定めている（北海道の平成29年度実績は961g/人・日）。

循環型社会を目指していくためには、今後も資源物を含めてごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があり、本計画では現計画の目標値を見直し、目標年次において1人1日当たりごみ排出量を北海道の目標と同じく900g/人・日に削減することを目標とする。

なお、令和5年度の1人1日当たりごみ排出量推計値は、前項で設定した975g/人・日とし、目標年次まで一定推移で減量させていくものとする。

表 5-6 本計画の目標値

区分	本計画の目標値 (令和13年度)	備考
1人1日当たりごみ排出量	900g/人・日	令和4年度実績（970g/人・日）より約7%減量

目標値による分別区分毎のごみ排出量を表 5-7に示す。

目標年次におけるごみ排出量は801トンとなり、令和4年度の実績値881トンと比較すると80トン（約9%減）削減となる。

表 5-7 ごみ排出量の目標値

(単位：t/年)

区分			R4 現状	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
生活系 ごみ	計画収集 ごみ	可燃ごみ	333	327	323	318	314	312	305	301	298	294
		不燃ごみ	9	8	8	8	8	8	8	8	7	7
		資源ごみ	191	192	189	187	185	183	180	178	175	173
	直接搬入 ごみ	可燃ごみ	84	84	83	83	81	80	79	78	76	75
		不燃ごみ	28	30	30	30	29	29	28	28	27	27
		資源ごみ	26	27	26	26	25	25	25	24	24	24
		粗大ごみ	7	7	7	7	7	6	7	7	7	7
		有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		計	679	676	667	660	650	644	633	625	615	608
事業系 ごみ	直接搬入 ごみ	可燃ごみ	195	208	205	202	200	197	194	191	190	187
		資源ごみ	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6
合計			881	891	879	869	857	848	834	823	811	801

3. ごみ処理量の推計

前節で推計したごみ排出量より、焼却処理量・資源化量・最終処分量を算定する。

(1) 焼却処理量の推計

施設搬入量は、可燃ごみ、資源ごみ（プラスチック容器）、可燃性粗大ごみを対象とする。

施設搬入量のうち、可燃ごみと可燃性粗大ごみを焼却処理、資源ごみ（プラスチック容器）については資源化处理する。

目標年次における焼却処理量は、現状（令和4年度）の約9%減の556t/年が予測される。

施設搬入量 = 燃やせるごみ（全量）＋資源ごみ（プラスチック容器）※¹
 焼却処理量 = 燃やせるごみ（全量）
 資源化量 = 資源ごみ（プラスチック容器）＋金属類＋溶融スラグ※²
 焼却残渣 = 焼却処理量×焼却処理量に対する残渣発生率（7.3%）※³

※¹：資源ごみ排出量から後述の資源ごみ資源化量の合計を差し引く

※²：各資源化量は過去5ヶ年の焼却処理量に対する割合の実績平均より設定した（プラスチック容器：4.2%、金属類：0.5%、溶融スラグ：2.1%）

※³：焼却処理量に対する焼却残渣発生率は、過去5ヶ年の実績平均より設定した。

表 5-8 焼却処理量の推計

（単位：t/年）

区分		令和4年度 （現状）	令和8年度 （中間年次）	令和13年度 （目標年次）
施設搬入量	可燃ごみ	612	595	556
	資源ごみ （プラスチック容器）	51	44	41
		663	639	597
焼却処理量	可燃ごみ	612	595	556
処理後搬出	資源化量	51	43	41
	焼却残渣	54	47	44

(2) 資源化量の推計

資源ごみ及び有害ごみの品目別資源化量は以下の方法で算定する。

目標年次における資源化量は、現状（令和４年度）の約6%減の163t/年が予測される。

$$\begin{aligned} \text{資源化量} &= \text{資源ごみ}^{※1} + \text{有害ごみ（全量）} \\ \text{資源ごみの品目別資源化量} &= \text{資源ごみ資源化量} \times \text{資源ごみの品目別割合}^{※2} \end{aligned}$$

※１：計画収集・直接搬入毎に過去５ヶ年の排出量に対する割合の実績平均より設定した（計画収集：83.9%、直接搬入：57.4%）。

※２：資源ごみの品目別割合は、品目毎に過去５ヶ年（紙類、紙製容器包装については過去２ヶ年）の実績平均より設定した。

表 5-9 資源化量の推計

（単位：t/年）

区分			令和4年度 （現状）	令和8年度 （中間年次）	令和13年度 （目標年次）
処理量	資源ごみ	収集ごみ	157	155	145
		直接搬入ごみ	16	18	17
	有害ごみ		1	1	1
			174	174	163
資源化量	紙類		99	97	89
	紙パック		1	1	1
	紙製容器包装		4	4	4
	金属類		24	30	28
	ガラス類		24	23	22
	ペットボトル		12	11	11
	白色トレイ		1	1	1
	布類		1	1	1
	廃食用油		0	0	0
	電池・蛍光灯		1	1	1
	その他		7	5	5
			174	174	163

(3) 最終処分量の推計

最終処分量は、焼却残渣量及び不燃ごみ量から推定する。目標年次における最終処分量は、現状（令和４年度）の約13%減の85t/年が予測される。

表 5-10 最終処分量の推計

（単位：t/年）

区分			令和4年度 （現状）	令和8年度 （中間年次）	令和13年度 （目標年次）
最終処分量	鶴居村 最終処分場	不燃ごみ	37	37	34
		粗大ごみ	7	7	7
			44	44	41
	釧路市 最終処分場	焼却残渣	54	47	44
			98	91	85

第6章 ごみ処理基本計画

本計画の基本方針及びごみの減量の目標を達成するため、ごみの排出抑制・減量化、収集運搬、中間処理、最終処分、その他の計画を定める。

1. 村民・事業者・村の役割

循環型社会の実現に向けては、村民、事業者及び村が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要となる。以下に北海道廃棄物処理計画〔第5次〕を参考に、本計画における各主体の役割と具体的な取組を示す。

(1) 村民の役割

- ✧ 自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、5Rを実践していくことが大切です。
ごみとなるものを受け取らないこと（リフューズ）、ごみの発生を減らすこと（リデュース）、排出されたものを再利用すること（リユース）、修理して長く使うこと（リペア）、再資源化すること（リサイクル）を実践し、排出されるごみを減らしていきます。
- ✧ 廃棄物の処理や処理施設の設置計画及びその管理に関心を持ち、廃棄物処理に関する理解を深めるものとします。
- ✧ 北海道や村が実施する排出抑制及び適正な循環的利用に関する施策や取組に、積極的に参加、協力するものとします

表 6-1 村民の行動指針

排出抑制	● 商品の購入に当たっては、簡易包装の商品、繰り返し使用できる商品、耐用性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間の使用を心がけ、一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとします。 ● マイバッグ・マイカップの活用や、食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りの徹底、堆肥としての利用等による排出抑制、フリーマーケットの利用等による製品の再使用といった5Rの取組を実践し、循環型のライフスタイルへの転換を図るものとします。
適正な循環的利用	● 一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、市町村の適正な循環的利用に対する取組に協力するものとします。 ● 家電リサイクル法対象製品の引渡し、建築物等の解体工事に要する費用の負担、自動車リサイクル業者への適正な引渡し、小型家電の排出等、関係する法律に基づいて行う措置に協力するものとします。

(2) 事業者の役割

- ✧ 環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの「社会的責任」を果たし、とりわけ法令遵守を徹底し、不法投棄等に起因する不要なコストの発生防止に努めるものとします。
- ✧ 排出抑制等のための措置を自主的・積極的に講ずるとともに、廃棄物の処理を含めた事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量及び削減効果の把握に努めるものとします。
- ✧ 北海道や村の実施する廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用に関する取組に積極的に参加・協力するものとします。
- ✧ 事業活動に伴って生ずる廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、できるだけ自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を優先した廃棄物処理を行うものとしします。特に、再生可能な資源であるバイオマスは、エネルギー源や製品の原材料として利活用されることが求められます。
- ✧ 業種別の処理に関する方策に示す基本的な方向や関連する法令に沿って排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分の確保を図るとともに、廃棄物由来の資材や再生品の積極的な利用に努めるものとします。

表 6-2 事業者の行動指針

排出抑制	● 原材料の選択、製造工程の改良、発生した廃棄物の利用、包装資材の削減等により、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。 ● 繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備など、商品の長期間使用や建物の長寿命化などを図り、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。
適正な循環的利用	● 拡大生産者責任を十分に認識し、製品が廃棄物となった場合には、適正な循環的利用ができるような製品開発に責任を持って取り組むよう努めるとともに、自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったものを極力引き取り循環的な利用に資するよう努めるものとします。
適正処理の確保	● 道のリーガルアドバイザー制度等を利用するなど、廃棄物の適正処分に関わる従業員の知識の向上を図るものとします。 ● 製品等が廃棄物になった場合の適正処理の方法について、必要な情報提供を行うこととします。

(3) 村の役割

- ✧ 村内における一般廃棄物の減量に関して村民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物の適正な処分に必要な措置を講ずるものとします。
- ✧ 排出事業者又は発注者として、公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保を図るほか、グリーン購入やグリーン契約に努めるなど、環境に配慮した行政運営を推進するものとします。
- ✧ 災害に伴い発生が想定される災害廃棄物の処理に対し、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定について検討するとともに、仮置き場の整備等、その対処について日ごろから備えを図るものとします。

表 6-3 村の取組

排出抑制 適正な循環的利用	● 処理計画及び広域化による効率的なごみ処理の推進などの観点から、関係市町村と連携し、これらを踏まえた3Rの推進と適正処分の確保を着実に推進するものとします。 ● 村民等に対して、分別収集や再生利用の推進に関する普及啓発や情報提供するほか、一般廃棄物多量排出事業者に対して、必要に応じて減量化の取組を指示するものとします。
適正処理の確保	● 自らの一般廃棄物処理計画に基づき、その区域内における一般廃棄物を適正に処分するとともに、排出者である村民等に対して、一般廃棄物処理事業に関する理解を深めるため、適正な分別方法の周知や処理施設の維持管理などに関し、情報提供に努めるものとします。 ● 一般廃棄物処理施設の整備は、広域的な視野に立った効率的かつ効果的な処理システムの構築を目指すとともに、地球温暖化防止を意識し省エネルギー・創エネルギーによる温室効果ガスの低減を図るものとします。また、ストックマネジメントの手法の導入などによる、廃棄物処理施設の適切な維持管理及び計画的な更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るものとします。 ● 一般廃棄物処理事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営やそのコストに係る分析や情報提供などを様々な角度から検討し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとします。

2. 排出抑制に関わる計画

(1) 排出抑制に関わる基本方針

全国のごみ排出量と比較すると本村のごみの排出量は少ないものの、ごみの排出抑制は、限りある資源の有効活用、地球環境保全の観点から、引き続き取組の推進が必要である。

このため、村民・事業者に対してごみの排出抑制に関わる啓発や情報提供を積極的に行うとともに、村民や事業者が取り組む5Rに関わる活動を支援する。

【5R】

- Reduce（リデュース）発生抑制：ごみを発生させないこと
- Reuse（リユース）再使用：ものを繰り返し使うこと
- Recycle（リサイクル）再生利用：資源として再生利用すること
- Refuse（リフューズ）断る：ごみになるものを断ること
- Repair（リペア）修理：ものを修理して長く使うこと

(2) 村民への普及啓発活動の推進

村民が必要とする情報をわかりやすい周知方法により、啓発する。

新たなごみを生み出さないために、ものを大切に使い、壊れたものは修理をして長く使ってもらい、買い物に際しては買い物かご・買い物袋等を持参しレジ袋は断るなど、村民が身近にできる「エコ」を推進しながら、ごみの減量に取り組む工夫をし、ごみを取り巻く地球環境の改善に関心を持ってもらう。

(3) 家庭ごみの適正排出と分別の徹底

排出マナー・ごみの適正な分別排出を向上させるため、収集カレンダーの配布とホームページへの掲載により、村民がいつでも分別・適正排出の方法が確認できるよう周知を図る。

(4) 再資源化可能なごみの分別徹底

本村では、資源ごみの分別収集により資源化を進めていることから、資源ごみのリサイクル体制が重要である。このため、カン・ビン類、ペットボトル、プラスチック容器、その他の資源ごみを効率よくリサイクルできる体制を整備する。

また、生ごみ電動処理機の助成制度を継続し、リサイクルに対する村民の意識高揚を図る。

3. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関わる基本方針

ごみの収集運搬は、ごみを排出する村民とこれを収集する村との接点であり、また、ごみの再生利用や適正な処理、処分を行うための重要な工程の一つである。

現在の分別区分は、中間処理方式及び資源ごみの再生利用を考慮して定めている。今後も現行のとおり、中間処理方式や資源物の再生利用に応じた分別区分を基本に収集運搬を行う。

(2) 分別及び排出方法の徹底

収集運搬作業の効率化のため、分別排出時の適正な排出についてわかりやすく周知し、分別方法の指導を徹底する。

(3) ステーションでの適正排出の啓発

基本的にステーションは自治会、農事組合等の各地域で管理しているが、村民が気持ちよく使用できるよう排出された不適切なごみについては、個別に是正を促す。

(4) 効率的な収集運搬の体制整備

収集運搬体制は、村が委託する業者により実施する。このため委託業者との連携を図り、効率的な収集運搬を行うものとする。

今後、釧路市の新最終処分場の供用開始に伴い、不燃ごみと不燃性粗大ごみは釧路市の新最終処分場への搬入となるため、搬入先の変更に応じた収集運搬を実施する。

また、粗大ごみ、小型家電などを処分場や回収拠点（専用ボックス）へ持ち込むことが困難な村民のため対応を検討していく。

(5) 資源ごみ収集容器の整備

資源ごみを収集するためにステーションに設置する資源「回収ケース」や「回収袋」については老朽化がみられることから損傷の程度に応じて適宜更新する。

(6) 資源ごみの収集区分拡大の検討

法律の制定などによって新たに資源ごみを分別・資源化する体制が構築された場合は、本村でもその実施を検討する。

4. 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する基本方針

排出抑制や減量化を進めた上で、排出されたごみの資源化・適正処理を図るため中間処理を行う。中間処理は、現行のとおり、釧路広域連合の清掃工場へ搬入し、焼却処理を行う。釧路市の新最終処分場の供用開始後は、現在使用している本村の一般廃棄物最終処分場への埋立処分は行わず、釧路市の新最終処分場にて埋立処分する。

(2) 中間処理の方法

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、釧路広域連合の清掃工場へ搬入し、焼却処理を行う。
また資源ごみは、一定量が貯まった段階で再生処理業者へ引渡し、資源化を行う。

(3) 最終処分の方法

釧路市の新最終処分場の供用開始に伴い、釧路広域連合清掃工場の焼却残渣、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは釧路市の新最終処分場にて埋立処分する。

(4) 最終処分場の適正処理と整備の推進

本村の最終処分場は、引き続き廃棄物処理法に基づき維持管理を適正に行うとともに、埋立量、浸出水処理水の検査結果など情報開示を行っていく。

釧路市の新最終処分場の供用開始後は、本村の最終処分場への搬入はなくなるため廃止とする。

5. その他計画

(1) 適正処理困難物への対応

本村で収集・処理できないごみは、当面現在と同じ品目とし、販売店や処理業者等へ処理を依頼するか、排出者自らの責任で適正処理するよう指導に努める。

(2) 不法投棄への対応

山林や公道等への不法投棄を防止するため、地域や事業者、土地利用者等が協力した不法投棄防止への対策を図る。

(3) 在宅医療廃棄物への対応

廃棄物処理法上、在宅医療で生じた廃棄物（注射針、カテーテル、ガーゼ等）は一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任があるが、収集・処理作業中に注射針や点滴針等の鋭利なものが刺さることによる感染の危険性があるため、本村では、在宅医療で使用した注射針は適正処理困難物として収集対象外とし、その処理を病院等の医療機関へ相談することとしている。

今後も、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利で感染の危険性があるものは収集対象外とし、その他危険性のないものは直接触れない、飛散しないための措置を講じた上で可燃ごみとして排出してもらう方向で継続する。

(4) 災害廃棄物への対応

国は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理した「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）」を策定した。

また、北海道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月（令和4年9月一部修正）」を策定した。

本村では「鶴居村地域防災計画」等に基づき、地震等の災害時に発生する廃棄物については収集運搬及び処理を実施するものとし、周辺地域の自治体との連携体制の構築を図る。また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を検討する。